

木曾岬町農業委員会総会会議録

令和2年9月7日

木曾岬町農業委員会

木曾岬町農業委員会会議録

令和2年9月7日午後7時00分に、木曾岬町農業委員会総会は木曾岬町庁舎会議室に召集された。

1. 委員会の定数は次のとおりである。

9名(欠員0名)

2. 出席委員は次のとおりである。

1番	加藤	光雄
2番	浅井	弘幸
3番	黒宮	俊明
4番	槇田	法行
5番	平野	洋二
6番	黒宮	喜代子
7番	岡村	なつ枝
8番	白木	斉
9番	丹村	巧

3. 欠席委員は次のとおりである。

なし

4. 会議議案に意見を述べるため、会議に出席した推進委員は次のとおりである。

平松	和憲
伊藤	博幸
加藤	哲也
花井	文彦

5. 会議議案説明のため、会議に出席した者は次のとおりである。

事務員	多賀	達人
事務員	服部	彰宏

6. 会議の書記は次のとおりである。

事務局長	多賀	達人
------	----	----

7. 会議の議案は次のとおりである。

議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第2号	農用地利用集積計画について

8. 傍聴者は次のとおりである。

なし

9. 会議

会議内容は次のとおりである。

(開会の挨拶)

議長 本日は、農業委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様には公私何かとお忙しい中、ご出席を頂きましてありがとうございます。

只今より、木曾岬町農業委員会を開催いたします。

本日の欠席委員は推進委員1名です。

よって出席委員は、農業委員9名、推進委員4名です。本日の会議が成立します事をお伝えいたします。

(書記の指名)

議長 次に、書記の指名を行います。

書記には、多賀 事務局長 を指名したいと思います。異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 それでは、多賀 事務局長 よろしくお願い致します。

議長 只今より会議に入ります。各議案につきまして、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

(午後7時00分 開会)

議長 農業委員会会議規則第13条の規定により、出席委員さんの中から議事録署名者を2名、選出することになっておりますことから、本日の議事録署名者として、横田法行委員、平野洋二委員にお願い致します。

ご両名の方、よろしくお願い致します。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画について

以上の2議案を上程致します。

只今上程した議案の内容について、事務局の説明を求めます。

事務局

総会事項書に基づき説明をさせていただきます。

まず、事項書2ページ「議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について」説明致します。本件につきましては、申請件数は畑、■件、■㎡です。

本件で転用しようとする土地につきましては、県に意見書を添えて進達し、県から許可を頂くこととなりますが、当農業委員会の意見書を添えるにあたり、今回の案件の土地が何種農地なのかによって転用が可能かどうかの判断がな

されます。

今回の■件の申請については、同じ申請者からのものでありますが、土地所有者が違うことから■つの申請とされたものであります。区分は■所有権、申請番号1番について、申請地は■、地目 畑、地積■㎡で、譲渡人は■、申請番号2番については、申請地が■、地目 畑、地積■㎡と、■、地目 畑、地積■㎡の計■㎡で、譲渡人は■と■の共有名義です。譲受人はどちらも■です。

当該申請は一般住宅建築用地としての転用で、隣接地の状況は、北と南が畑、東が道路、西が水路となります。雨水排水の計画は、宅内で集水して西側水路へ排水する計画であります。

事務局としての見解ですが、転用しようとする土地は、おおむね500m以内に町中学校及び大塩歯科があり、東側の町道に上水道管及び下水道管が埋設されていることから、農地法施行規則第43条第1項の規定に該当されるため、第3種農地であると考えます。

以上、書類審査及び現地調査の結果、法令要件を満たしていると考え、転用可能と判断させていただきます

次に、事項書の4ページ「議案第2号 農用地利用集積計画について」ですが、利用権の設定に係るもの貸付人6戸、借受人3戸の、筆数が■筆で、面積は■㎡と、所有権移転に係るもの譲渡人1戸、譲受人1戸の、筆数が■筆で、面積は■㎡です。

次に6ページの整理番号1番は、利用権の設定を受ける者は■、利用権の設定を行う者が■で、地目、田の面積が5,964㎡の■筆です。利用権等の存続期間、設定期間は■年間で、作物は花きで新規の賃借権となります。利用権設定の各筆の詳細は、資料の7ページとなり、詳細中借賃については■となります。

次に6ページの整理番号2番は、利用権の設定を受ける者は■、利用権の設定を行う者が■で、地目、田の面積が■㎡の■筆です。利用権等の存続期間、設定期間は■年間で、作物は花きで新規の賃借権となります。利用権設定の各筆の詳細は、資料の8ページとなり、詳細中の借賃は10アールあたり■万円です。

次に6ページの整理番号3番は、利用権の設定を受ける者は■、利用権の設定を行う者が■で、地目、田の面積が■㎡の■筆です。利用権等の存続期間、設定期間は■年間で、作物は花きで新規の賃借権となります。利用権設定の各筆の詳細は、資料の9ページとなり、詳細中の借賃は10アールあたり■万円です。

次に6ページの整理番号4番は、利用権の設定を受ける者は■、利

用権の設定を行う者が[]で、地目、田の面積が[]㎡の[]筆です。利用権等の存続期間、設定期間は[]年間で、作物は野菜類で新規の賃借権となります。利用権設定の各筆の詳細は、資料の10ページとなり、詳細中の借賃は10アールあたり[]万円です。

次に6ページの整理番号5番は、利用権の設定を受ける者は[]、利用権の設定を行う者が[]で、地目、田の面積が[]㎡の[]筆です。利用権等の存続期間、設定期間は[]年間で、作物は野菜類で新規の賃借権となります。利用権設定の各筆の詳細は、資料の11ページとなり、詳細中の借賃は10アールあたり[]万円です。

次に6ページの整理番号6番は、利用権の設定を受ける者は[]、利用権の設定を行う者が[]で、地目、田の面積が[]㎡の[]筆です。利用権等の存続期間、設定期間は[]年間で、作物は観葉で新規の賃借権となります。利用権設定の各筆の詳細は、資料の12ページとなり、詳細中の借賃は10アールあたり[]万円です。

次に6ページの整理番号7番の、所有権移転を受ける者は[]、所有権移転をする者が[]で、地目、田の面積が[]㎡の[]筆です。所有権移転の各筆の詳細は、資料の13ページとなり、所有権移転各筆表から、譲渡価格は10a当り[]万円、合計で[]円となっております。

本件農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。只今から申請・届出書類を回覧させていただきます。回覧が終わりますまで、暫時休憩とさせていただきます。十分な審査、ご確認を賜りますようお願いいたします。

[休会 午後 7時10分]

(申請書回覧)

議 長

それでは、申請・届出書類の回覧が終わりましたので、休憩を解きまして会議を再開いたします。

[開会 午後 7時15分]

議 長

「議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について」の「1番」及び「2番」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。はじめに「加藤 哲也委員」お願いします。

加藤委員

3種農地であり、宅地内でもあるため問題ないと思います。

- 議 長 ありがとうございます。
次に「黒宮 俊明委員」のご意見ををお願いします。
- 黒宮委員 特に問題ないと思います。
- 議 長 ありがとうございます。
ただいま担当委員さんにご意見をいただきましたので、他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。
- (他に意見なし)
- 議 長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 議 長 それでは採決に入ります。「議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について」の「1番」及び「2番」につきまして、原案に賛成の方は挙手願います。
- (挙手全員)
- 議 長 「1番」及び「2番」は、原案どおり可決決定致します。
- 議 長 続きまして「議案第2号 農用地利用集積計画について」、原案に賛成の方は挙手願います。
- (挙手全員)
- 議 長 ありがとうございます。
挙手全員により、「議案第2号 農用地利用集積計画について」は、原案どおり可決決定致します。
- 議 長 これをもちまして、本日の議題の審議は全て終了致しました。
長時間にわたりご審議いただきまして誠にありがとうございました。
これをもちまして農業委員会総会を閉じさせていただきます。
(午後 7時17分 閉会)

会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は

正確であることを証するためにここに署名する。

令和2年 月 日

木曾岬町農業委員会 会長

木曾岬町農業委員会 委員

木曾岬町農業委員会 委員